鳥取県告示第 140 号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 東部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
二級河川蒲生川水系蒲生川	次の図のとおり。
二級河川蒲生川水系小田川	II
二級河川勝部川水系勝部川	II
二級河川勝部川水系日置川	II

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。)

2 八頭総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川千代川水系八東川	次の図のとおり。
一級河川千代川水系私都川	n

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県八頭総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。)

3 中部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
二級河川由良川水系由良川	次の図のとおり。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。)

4 西部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川斐伊川水系加茂川	次の図のとおり。
一級河川斐伊川水系旧加茂川	II.
二級河川佐陀川水系佐陀川	II.
二級河川佐陀川水系精進川	II .

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。)

5 日野総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川日野川水系日野川	次の図のとおり。
一級河川日野川水系板井原川	n

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県日野総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。)